

Global Tax Update

ドイツ

デロイトトーマツ税理士法人

2016年10月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

株式譲渡時における不動産移転税の課されるタイミングに係る判決

ドイツ連邦税務裁判所は、株式譲渡時の不動産移転税は株式譲渡契約書の署名時点においてのみ課され、契約上の権利の移転をもって課されるものではないと判示

ドイツ連邦税務裁判所(Bundesfinanzhof(BFH))は、2016年5月12日に、不動産保有会社の株式を譲渡する場合においては、譲受人への権利移転や株式譲渡をもって不動産移転税が課されるものではないとの判断を示した。これは、ケルン地方裁判所の判決を覆すものである。

ドイツの法令において、不動産移転税は、ドイツの不動産を保有する会社の株式の95%以上が、直接、または間接的に新たな取得者に対して譲渡される場合に、あるいは、合算されて初めて単独の株主により95%以上保有される場合に課される。これについて、判決においては、当該不動産移転税は、株式譲渡契約書の署名時点で課され、クロージング時における株式の移転時に課されるものではないとされた。

ドイツ連邦税務裁判所の判決前においては、不動産保有会社の100%の株式を取得する者は、株式譲渡契約書により、直接または間接的に支配している関係者に対して、クロージング前に契約上の権利を譲渡することが可能であった。本件において取得者は、株式譲渡契約書に基づき、100%支配の子会社に権利を譲渡して、クロージング時に、譲渡者は、当該株式を直接当該子会社に移転させていた。

これに対して、ドイツ税務当局は、2回にわたり不動産移転税査定書を発行している。まず株式譲渡契約書の署名時に当初の取得者に対して発行し、また、クロージング時の移転について、株式譲渡契約に基づき実際に株式を取得した子会社に対して発行していた。2014年のケルン地方裁判所では、後者のクロージング時における発行について支持したが、控訴を受け最終的には、ドイツ連邦裁判所の判断にゆだねられた。これについて、ドイツ連邦裁判所は、不動産保有会社の株式の当初の取得に不動産移転税が課され、株式譲渡契約書に基づく権利の移転時に課されるものではないと結論付けた。

連邦財務省は、ドイツ連邦税務裁判所の決定を、近い将来、ドイツ連邦税務公告に掲載することを予定している。その後、ドイツ税務当局は、同様の場合について、ドイツ連邦税務裁判所の決定に従うものと思われる。なお、従前、ドイツ税務当局は、株式譲渡契約書における権利が移管した際に不動産移転税が課されるとの見解を取っていた。

なお、最終購入者による購入ストラクチャーを、株式譲渡契約書の署名時までには具体化しておくことの重要性については特に留意すべきである。すなわち、株式譲渡契約書サイン後に、購入者グループ内で、例えば新会社の設立等の変更がある場合には、不動産移転税が複数回課されてしまう可能性があるため留意すべきである。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

本件に関するお問い合わせ

Deloitte GmbH, Japanese Services Group

Düsseldorf

佐藤 光俊

+49-(0)211-8772-2099

misato@deloitte.de

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組みクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約225,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュートーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2016. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.